

平成30年9月21日（金）

平成30年第9回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成30年第9回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、9番：松岡日出雄委員、10番：砂川寛裕委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は8件でございます。
受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から8番は、議案書14ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、旧宮星牧場の東側に位置し、譲受人は採草地栽培です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古トラック組合の西側300mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古木工芸から南側800mに位置し、譲受人は初めての農業経営であります。父親と一緒に経営するということでサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、保良集落に隣接し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、新城集落に隣接し、譲受人は家庭菜園として利用するとのことでした。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古空港の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、宮古空港の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、佐和田方面から佐良浜向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

受付番号8番について、この申請地には牛舎がありますが、一緒の移転ですか。この、牛舎には家畜はいなくて、資材置場になっているけど、今回は取り下げて保留にしたほうが良いと思いますが。

砂川事務局：

資材等の片付け確認してから申請と言うことで、今回は保留とします。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号8番を除き、受付番号1番から7番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、9件でございます。受付番号9番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号9番から17番までは、議案書22ページから30ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、長北公民館の東側350㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号10番と11番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮古トラック組合の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号11番の説明をいたします。場所は、高野公民館の北側500㎡に位置し、譲受人は15年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、宮古トラック組合の東側300㎡に位置し、譲受人は15年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号13番と14番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員
にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、川満集落に隣接し、譲受人は
サトウキビ栽培農家です。

受付番号14番の説明をいたします。場所は、川満集落に隣接し、譲受人は
機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号15番と16番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員
にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号15番と16番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から宮國集落向
けに位置し、譲受人は長年の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願
いいたします。

仲地推進委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、渡口の浜から東側200mに位置
し、譲受人は40年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手で願
いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規
定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号9番から17番について、
原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は14件でございます。受付番号18番から31番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号18番から31番は、議案書31ページから44ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、7番委員

長濱委員：

受付番号21番の備考欄記載の持分1/2移転の説明をお願いします。

伊良部事務局：

譲渡人の他1名が、譲渡人と譲受人の持分であるのでこのような記載になっています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号18番から31番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、9件でございます。
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松小学校の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、古謝食堂の東側に位置し、譲受人は野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号3番と4番の説明をいたします。譲受人は親子で申請地場所も隣に位置し、機械等を所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野小学校の北側300㎡に位置し、譲受人は機械等を所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野消防出張所から宮國集落向けに位置し、譲受人は長年、葉たばこ栽培農家であります。

議 長：次に受付番号7番から9番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

下地事務局：

受付番号7番から9番に関する説明は参考資料を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、平良4区・宮平浩幸推進委員と城辺5区・新城光治推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《平良4区推進委員・城辺5区推進委員退室》

議 長：それでは再開します。改めましてこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。では、平良4区・城辺5区推進委員の入室・着席を認めます。

《平良4区推進委員・城辺5区推進委員入室・着席》

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月に農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は上区公民館に隣接し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古製糖城辺工場の北側1kmに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で、サトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、新城のおっばい山の北側300mに位置し、譲受人は畜産経営農家の後継者で採草地の整備です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、平良・宮國線の積間地区に位置し、譲受人はカボチャ栽培とサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、資源リサイクルセンターの南側500mに位置し、譲受人は野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、渡口の浜の北側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ等の野菜栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、16番・砂川明寛委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 16番委員退室 》

議 長：それでは再開します。改めましてこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。では、16番委員の入室・着席を認めます。

《 16番委員入室・着席 》

議 長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農用地利用配分計画案は4件でございます。
受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。
受付番号1番から2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

現地調査報告を説明します。平成30年9月7日に調査員として3番・野崎委員、芳山会長、事務局の知花次長、上原主任の5名で調査。午前9時から9時40分まで調査内容調整会議、9時40分から午後3時30分まで現地調査を行い、4条申請2件、5条申請20件、非農地証明願5件、合計27件の調査でした。午後3時30分から4時まで調査内容調整会議を行った結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、マリントーミナル交差点の東側100に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、商業用地域と判断しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、池村小児科の東側40に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、20件でございます。
受付番号1番から20番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から20番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古警察署通りの西側一帯に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、羽地歯科病院向かい北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、旧宮古病院跡地の東側380㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、来間小学校の西側1.2kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種、段差・原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、旧宮古病院跡地の東側380mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古空港の南側100mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、空港・原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、池村小児科の東側20mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、旧宮古病院跡地の東側120㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、松田整形外科の西側700㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、インギーマリンガーデン管理棟の北側130㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野、段差等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、鏡原小学校の西側330㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、1団集落接続農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、メイクマンの東側250mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野・雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、グループホーム来間の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、グループホーム来間の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、JA 沖縄伊良部資材店の北側1kmに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公民館等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、宮古総合実業高校の北側に隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種中高層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、久松中学校グラウンドの西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地1団集落接続農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、下地庁舎の北側1.1kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地連たん、公衆用道路を進入路として利用と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、旧千代田カントリーの西側730mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・段差等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号19番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、久松中学校グラウンドの南側50
に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4
割街区の面積に占める宅地面積が4割を超える農地と判断しました。以上です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長：次に、日程第8議案第7号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋を渡って北側250mに位置し、袋地状態で岩盤と雑木に覆われた土地と確認し非農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古南静園南側1.1kmに位置し、原野化して岩盤地質で農地として利用できないことを確認し、非農地と判断しました。以上です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、ペンションカントリー向かいの西側に位置し、長年耕作されていないことを確認し、農地には適さないと確認し、非農地と判断しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、お食事金吾の南側200㍍に位置し、土地の耕土深が浅く、岩盤と雑木に覆われた農地と確認し、非農地と判断しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、来間小学校グラウンド西側に位置1.1kmに位置し、岩盤が多く、農地としては不適當確認し、非農地と判断しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、平成30年第9回宮古島市農業委員総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成30年9月21日(金)

会 長 芳 山 辰 巳
9 番 委 員 松 岡 日 出 雄
1 0 番 委 員 砂 川 寛 裕

